

平成 21 年 2 月 5 日

厚生労働大臣

舩 添 要 一 殿

労働政策審議会

会 長 菅 野 和 夫

地方分権改革に関する意見

本審議会は、標記について、「労働政策審議会各分科会の地方分権改革推進委員会「第2次勧告」に関する見解」に基づく議論の結果、下記のとおり結論に達したので、厚生労働省設置法第9条第1項第3号の規定に基づき、意見を申し述べる。

貴職におかれては、下記を踏まえ、地方分権改革の推進に当たり、適切に対処されたい。

記

昨年12月8日、地方分権改革推進委員会は「第二次勧告」を公表し、将来的なハローワークの漸次縮小及び全面地方移管、都道府県労働局のブロック機関化及び地方厚生局との統合を行うべき旨を示した。

また、同月16日、地方分権改革推進委員会は決議を行い、ハローワークの全職員の地方移管について政府に具体化に向けた措置を求めることを明らかにした。

以上の点について、関係分科会における審議を踏まえた当審議会の意見は以下のとおりである。

1 ハローワークの縮小について

ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要があり、これは先進諸国における国際標準である。

① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人